

# 未成年者の自殺の現状及び対策について

保健・疾病対策課

## 1 現状

(全国)

- 自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向。一方、未成年者（20歳未満）の自殺死亡率は平成10年（1998年）以降おおむね横ばい。
- 15～34歳の若い世代で死因の第1位が「自殺」。この状況は主要先進7カ国で日本のみ。

(長野県)

- 過去5年間（H24～28）における10歳代後半、20歳代、30歳代の死因の第1位は「自殺」。
- 過去5年間（H25～29）の未成年者の自殺死亡率は3.97。全国（2.44）と比較して高水準。

## 2 最近の県の取組

- 第3次長野県自殺対策推進計画（H30.3策定）の重点施策の1つとして「未成年者の自殺対策の強化」を位置づけ
- いのち支える市町村キャラバン（H30.8～10）を10圏域で実施し、市町村計画の策定など市町村の取組を促進
- 子どもの自殺の背景分析、分析結果に基づく取組の検討等を行うため、有識者等で構成する「長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム」（座長：阿部知事）を設置（H30.8）

## 3 第3次長野県自殺対策推進計画に位置付けた主な取組

### (1) 自殺のリスクを抱えた未成年者への危機介入

関係機関が自殺対策への理解を深め、相互連携を通して、「気づき」、「つながり」、「回復支援」を実施するステップを強化。また、様々な相談支援窓口の機能強化。

① 未成年者の「自殺のサイン」を支援につなげるための連携の強化	（「気づき」の機能強化） ○ 教職員向けの自殺対策に関する研修を実施 ○ 民生・児童委員向けの研修で、自殺対策に関する研修の実施を検討
	（必要な支援に「つなぐ」連携体制の強化） ○ いじめや不登校等の悩みを抱える子どもや保護者に対し、教育事務所に生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSW、指導主事等による支援チームを設置し、学校や地域における支援体制の充実を図る。
	（「回復支援」の機能強化） ○ 生活困窮世帯等のひきこもりや不登校で学習機会が乏しい子どもに、家庭訪問による学習支援の実施 ○ 動物愛護センターが実施する「ハローアニマル子どもサポート」を全県で拡大実施し、ひきこもりや不登校の子どもの居場所を提供、動物介在活動を通じて、社会参加を支援
② 未成年者向けの相談支援体制の強化	○ SNSを活用した子ども・若者向けの相談 ○ チャイルドラインへの支援 ○ 学校生活相談センターの相談体制の充実 ○ 子ども支援センターにおける相談への総合的対応 ○ 児童虐待・DV24時間ホットラインの体制充実 ○ ひきこもり支援センターにおける相談対応

## (2) 自殺のリスクを抱える前段階における予防策

①「SOSの出し方に関する教育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「SOSの出し方に関する教育」のモデル事業の実施</li> <li>○ 「SOSの出し方に関する教育」の講師の育成</li> <li>○ 教職員や学校関係者等への研修</li> <li>○ 地域支援者等に向けた情報発信の推進</li> </ul>
②「生きる支援」に関する相談先の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「生きる支援」に関する相談先情報を掲載したリーフレット配布               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハンカチ型リーフレット（高校生以上の年代対象）」</li> <li>・「御守り型リーフレット（中学生対象）」</li> </ul> </li> </ul>

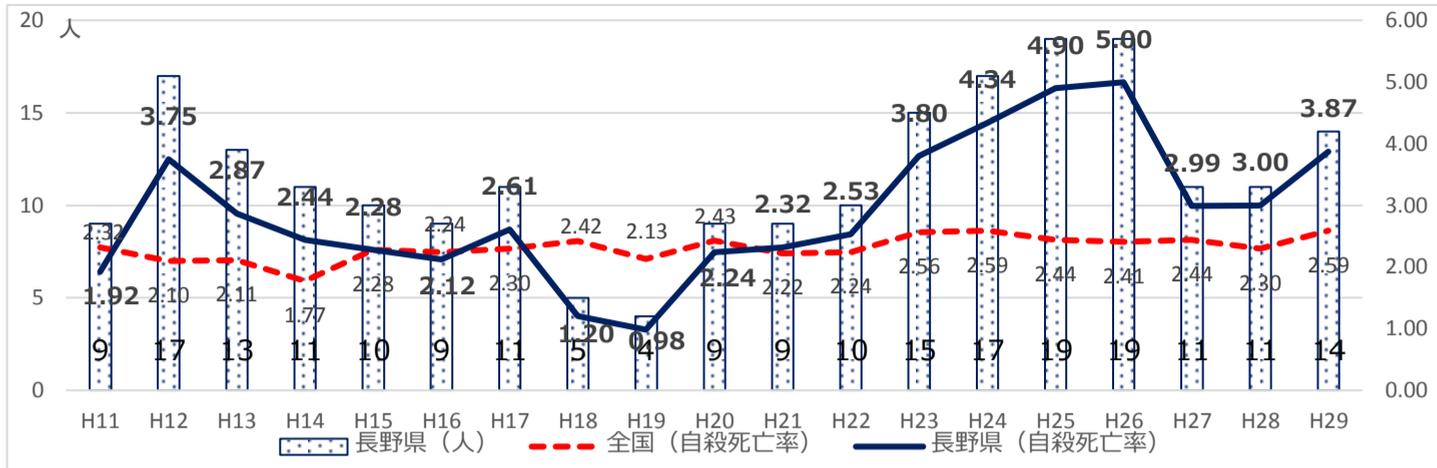
## (3) 自殺のリスクを抱えさせない「生き心地の良い地域づくり」

安心と充足を感じて過ごすことのできる居場所を広め、自己肯定感の涵養、多様な他者との交流を通じた信頼できる人間関係の構築を促進するため、「子どもの居場所づくり」を推進。

「生きることの促進要因」を増やす取組、「生きることの阻害要因」を減らす取組を様々な分野で展開し、地域全体の自殺のリスクの低減を図る。

①子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一場所多役の子どもの居場所「信州こどもカフェ」の取組の普及・促進</li> <li>○ 社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体に助成し、社会的自立を支援。</li> <li>○ アウトリーチ等の有効な支援を提供できる団体や支援者を育成。</li> <li>○ 放課後等に学校の余裕教室等を利用した子どもの居場所づくりを推進</li> </ul>
②様々な「生きる支援」の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神障がいに対する偏見をなくし、自らの心の健康を考える機会とするため、精神疾患を持つ当事者を講師として高校に派遣</li> <li>○ いじめや暴力、不登校の経験者等を人権教育の講師として、学校に派遣</li> <li>○ 「居場所としての公共空間」の意義について認知・共有が図られるよう、市町村や県内公共図書館への周知</li> <li>○ 長野県青少年インターネット適正利用推進協議会による研修会等を通じ、青少年のインターネットの適正利用を推進</li> </ul>

### 未成年者の自殺者数及び自殺死亡率（人口10万対）

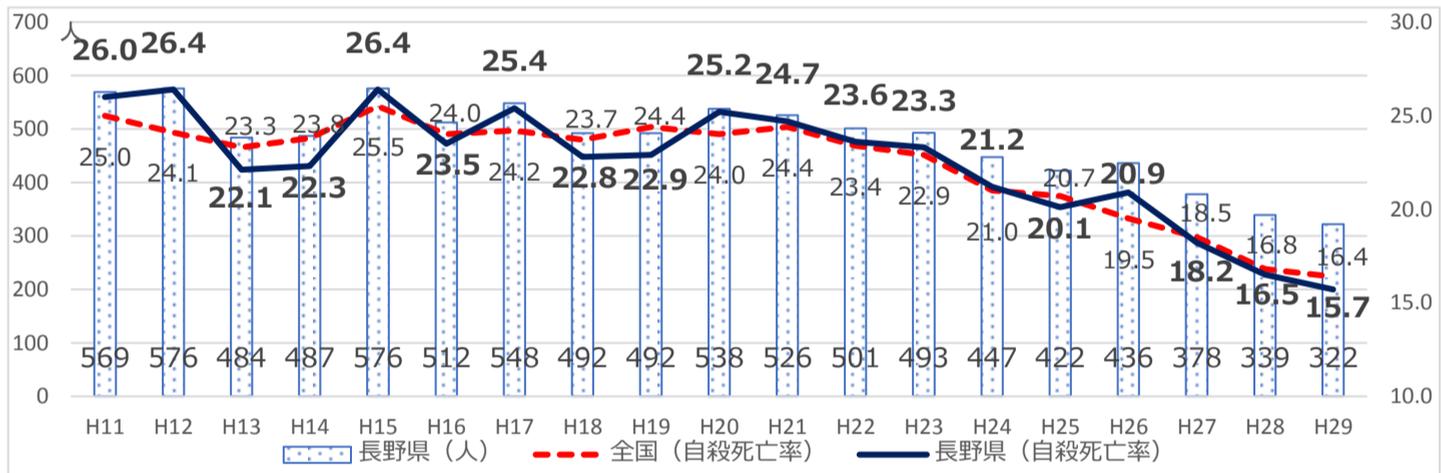


H23～27	
全国	2.49
長野県	4.21

H24～28	
全国	2.44
長野県	4.06

H25～29	
全国	2.44
長野県	3.97

### (参考) 全世代の自殺者数及び自殺死亡率（人口10万対）



自殺者数：人口動態統計（厚生労働省）、人口：人口推計（総務省）